

第22号の2様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。(2)及び(3)においても同じです。） (2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額 (3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額 なお、() 内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（別表1(1)の5の欄）、リース特別控除取戻税額（別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
2 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	第20号様式の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(6)）の19の欄の金額 (2) 租税特別措置法第42条の4第3項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。 (3) 租税特別措置法第42条の4第6項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(8)）の10の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の4第7項（平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(9)）の12の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(15)）の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(16)）の25の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(17)）の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(18)）の18の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12第1項及び第2項（地方活力向	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の49の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(20))の10の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の5第1項及び第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(23))の40の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の22の欄の金額	
3「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式の申告書に添付する場合に、第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
5「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 第20号様式の申告書を提出する法人 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額 (ハ) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第20号様式別表1の2の④の欄の金額 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額	
6「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。	
7「分割基準及び分割課税標準額」	(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付して記載します。 この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(イ)から(ロ)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(イ)から(ロ)に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。 (イ) 算定期間の中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数× <u>新設された日から算定期間の末日までの月数</u> 算定期間の月数 (ロ) 算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数× <u>廃止された日までの月数</u> 算定期間の月数 (ハ) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 <u>算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数</u>	

	算定期間の月数 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。 (2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。 (イ) ⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
--	--	--